

# 第 6 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会資料

## 【池袋地区駐車場地域ルール運用協議会

## 「令和 5 年度地域の駐車・交通対策実施計画」の改訂について】

---

### 目次

---

	Page
I. 令和 5 年度地域の駐車・交通対策実施計画の改訂について	01

---

# I. 令和5年度地域の駐車・交通対策実施計画の改訂について

## (1) 地域の駐車・交通対策の概要

- 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルにおいて、運用協議会は、地区の特性に応じた駐車施設の整備の促進及び適用地区における駐車施設の効率的な活用等のため、地域ルールの適用を受ける事業者が負担する地域貢献協力を原資として、「地域の駐車・交通対策」を実施するものとしている。
- 地域の駐車・交通対策の実施にあたっては、区と協議の上、年度毎の実施計画（案）を作成し、運用委員会にこれを諮り、その承認をもって実施計画として策定するものとしている。
- この度、実施内容を拡大することに伴い、計画を改訂するものとする。

<地域貢献協力金によるまちづくりのイメージ>



## (2) 令和5年度地域の駐車・交通対策実施計画の改訂について

### 【実施内容】

#### A 共同荷さばき駐車施設活用促進助成（既存駐車施設） [令和5年度より新規]

項目	内容
助成内容	共同荷さばき駐車施設をより多く活用してもらうための対策に要する費用を助成する。
助成比率	実施に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

#### B 共同荷さばき駐車施設整備助成（既存駐車施設） [過年度から継続]

項目	内容
助成内容	既存駐車施設の駐車マスの大きさを改変して、共同荷さばき駐車施設を整備する場合に、改変に要する費用を助成する。
助成比率	改変に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

#### C 集約駐車施設整備助成（既存駐車施設） [過年度から継続]

項目	内容
助成内容	既存駐車施設の駐車マスの大きさを改変して、集約駐車施設を整備する場合に、改変に要する費用を助成する。
助成比率	改変に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

#### D 街づくり団体への助成 [過年度から継続]

項目	内容
助成内容	本協議会の活動の趣旨である「良好な交通環境を有する歩行者優先のまちづくりの推進」に資する事業を実施する場合に、事業の実施費用を助成する
助成比率	実施に要する費用の100%
助成対象	池袋地区駐車場地域ルール適用地区内で活動する街づくり団体※
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

【※】街づくり団体とは「街づくりの推進を図る活動を行う団体」のこと（豊島区街づくり推進条例より抜粋）

#### E 交通環境改善事業の実施（自主事業） [過年度から継続]

項目	内容
事業内容	運用協議会が主体となり、交通環境の改善や向上のために必要な物品の購入や交通安全施設の設置などの交通安全対策及び利便性向上策を実施する
実施場所	地域ルール適用範囲周辺
実施要件	池袋地区駐車場地域ルール運用協議会理事会にて採択されたもの

F バリアフリー化への整備助成（既存駐車施設） [今回追加]

項目	内容
助成内容	既存駐車施設における移動制約者対応として、バリアフリー経路の整備、障害者用駐車マスへの改変に要する費用を助成する
助成比率	実施に要する費用の 100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設（個人宅の既存駐車施設は除く）
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

G 駐車交通課題解消に資する調査の実施（自主事業） [今回追加]

項目	内容
事業内容	運用協議会が主体となり、交通量調査、駐車場実態調査、路上駐車台数調査などの駐車交通課題解消に資する調査を実施する
実施場所	地域ルール適用範囲周辺
実施要件	池袋地区駐車場地域ルール運用協議会理事会にて採択されたもの

**【実施予定時期】**

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日（変更なし）

**【実施予算額】**

300万（変更なし）

【参考1】地域の駐車・交通対策検討メニューの一覧表

  : 令和5年度地域貢献協力金の活用対象項目

  : 今回更新箇所

	① 共同荷さばき駐車施設活用促進助成 (既存駐車施設) [前回理事会より新規追加]	② 共同荷さばき駐車施設整備助成 (既存駐車施設) [過年度から継続]	③ 共同荷さばき駐車施設整備助成 (土地の賃貸)	④ 共同集配事業への助成	⑤ 集約駐車施設整備助成 (新築建築物)
実施内容	共同荷さばき駐車施設をより多く活用してもらうための対策に要する費用を助成する	既存駐車施設の駐車マスを改変して、共同荷さばき駐車施設を整備するのに要する費用及び関連設備費用の一部を助成する	空地などを共同荷さばき駐車施設にするため、土地を賃貸(借り上げ)する場合に、事業者等に賃料の一部を助成する	共同集配事業の確立に向けた社会実験の実施費用の一部、共同集配事業を実施する場合に事業費の一部を助成する。	建物の建て替えや開発等に併せて集約駐車施設を新設する場合に、設置台数に応じた整備費用を助成する
実施場所	共同荷さばき駐車施設	共同で荷さばき利用可能な既存駐車場	貨物車が共同で荷さばき利用可能な駐車区画	共同荷さばき駐車施設	集約駐車施設を整備する建築物
助成対象経費	共同荷さばき駐車施設の活用促進に資する費用 ※システム管理、経常運用経費(人件費含む)は除く	駐車マスの大きさの改変に要する費用	賃料 駐車マスの整備に要する費用 ※助成率、期間については要検討	・社会実験の実施費用 ・事業費 ・配送費 ・共同集配施設(土地代を含む)の賃料 ※助成率、規模、期間については要検討	集約駐車施設の整備費 ※銀座ルールと同様の助成金を仮定した場合 ※助成率については要検討
実施時期・期間	実施時	整備時	一定期間	一定期間	整備時
実施による効果	共同荷さばきスペースの活用促進による路上荷さばき車両の軽減	貨物車の駐車施設利用促進による路上荷さばき車両の軽減	共同荷さばきスペースの確保による路上荷さばき車両の軽減	共同荷さばきの実施による路上荷さばき車両の軽減	集約駐車施設の確保による隔地・集約化の促進
実施に向けた課題	「活用促進に資するもの」の助成対象項目が不明確なため、内容、影響範囲、事後検証等、助成対象として適切か検討が必要	共同荷さばき駐車施設整備に関する方針の整理が必要	・補助対象や対象施設の要件等の基準や仕組みが必要 ・長期間になると非常に大きな金額になる可能性がある	・補助対象や対象施設の要件等の基準が必要 ・事業の継続性が担保されない場合、助成による費用対効果が小さくなることが懸念される ・事業が長期化する場合、採算性の確保が必要となる。	・集約駐車施設は特定利用者のための施設であるため協力金の利用対象として適切か検討が必要 ・設置者は、集約駐車施設に隔地受け入れすることで収入が得られるため、設置自体に助成する必要はないという考え方もある
優先度※	A	A	B	B	B
実施予定時期※	令和5年度～	令和3年度～	令和6年度以降	令和6年度以降	令和6年度以降

	⑥ 集約駐車施設整備助成 (既存駐車施設) [過年度から継続]	⑦ 交通環境改善事業の実施 (自主事業) [過年度から継続]	⑧ 駐車交通課題解消に資する調査の実施(自主事業)	⑨ まちづくり団体への助成 [過年度から継続]	⑩ バリアフリー化への整備助成 (既存駐車施設)
実施内容	既存駐車施設の駐車マスを改変して、集約駐車施設を整備するのに要する費用及び関連設備費用の一部を助成する	運用協議会が主体となり、交通環境の改善や向上のために必要な物品の購入や交通安全施設の設置などの交通安全対策及び利便性向上策を実施する	運用協議会が主体となり、交通量調査、駐車場実態調査、路上駐車台数調査などの駐車交通課題解消に資する調査を実施する	提案する事業が、地域の交通課題に対し、改善・貢献、もしくは「歩行者優先のまちづくり」に資する対策に応じた費用を助成する	既存駐車施設における移動制約者対応として、バリアフリー経路の整備、障害者駐車マスへの改変に要する費用を助成する
実施場所	集約駐車施設を整備する建築物	地域ルール適用範囲周辺	地域ルール適用範囲周辺	地域ルール適用範囲周辺	バリアフリー対応を行う既存駐車施設(個人宅除く)
補助対象経費	駐車マスの大きさの改変に要する費用	事業実施に伴う費用	調査に要する費用	事業実施に伴う費用	整備に要する費用
実施時期・期間	実施時	実施時	実施時	実施時	整備時
実施による効果	・現行の基準に適合した集約駐車施設の確保 ・集約駐車施設の確保による隔地・集約化の促進	・地域ルール適用範囲周辺の交通の安全性及び利便性の向上	・交通量や駐車場に関する実態の把握 ・調査結果のデータに基づく効率的な地域ルールの運用の促進	・交通課題全般の改善 ・意識啓発	・移動制約者の利便性向上 ・国の補助金とは違う地域補助としての整備促進
実施に向けた課題	・集約駐車施設は特定利用者のための施設であるため、協力金の利用対象として適切か検討が必要 ・設置者は、集約駐車施設に隔地受け入れすることで収入が得られるため、設置自体に助成する必要はないという考え方もある	・交通安全対策及び利便性向上施策の目的、内容、実施時期等について検討が必要	調査の目的、内容、実施時期等について検討が必要	・実施事業と交通課題との関連性について検討が必要 ・目的、内容、実施時期等について検討が必要	・駐車施設以外(付帯する建築施設など)での諸条件も適切か確認が必要 ・補助対象が国の補助制度など、その他制度における重なりがないか確認が必要
優先度※	A	A	A	A	A
実施予定時期※	令和3年度～	令和3年度～	令和5年度～	令和4年度～	令和5年度～

※ 優先度及びメニュー検討時期は、駐車対策の『必要性』及び『実現性』を踏まえて設定。

『必要性』は、池袋地区の駐車課題に対応するための駐車対策の必要性を評価。『実現性』は、予算、実施にかかる費用、実施に向けた課題等を考慮した駐車対策の実現性を評価。